

新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金 支援対象者認定申請について

【支援対象者の要件の確認】

項 目	要 件
(1) 本県出身	新潟県内の下記のいずれかを卒業 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校後期課程 <input type="checkbox"/> 特別支援学校高等部 <input type="checkbox"/> 専修学校高等課程 <input type="checkbox"/> 高等専門学校
(2) 住所	<input type="checkbox"/> 新潟県外から新潟県内に転入し、 <u>住民登録した者</u> (※住民票の写しにより県外から県内への転入の事実が確認できることが条件です)
(3) 年齢	<input type="checkbox"/> 県内に転入した日の年齢が <u>30歳未満</u>
(4) 学歴	下記のいずれかを卒業（新潟県内外は問いません） <input type="checkbox"/> 専修学校（専門課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院
(5) 県外での就業期間	<input type="checkbox"/> 大学等卒業後、 <u>通算1年以上</u>
(6) 県内での就業	県内転入後 <u>6か月以内に就業</u> （次のいずれかに該当）※公務員は対象外 <input type="checkbox"/> 県内に本社を有する会社等に雇用された方（※） <input type="checkbox"/> 県内の個人事業者に雇用された方（※） <input type="checkbox"/> 県外に本社を有する会社等の県内の事業所等に、 <u>県内での勤務</u> を条件に雇用された方（※） <input type="checkbox"/> 県内で個人事業（農業、漁業など）を営む方又はその事業専従者 <input type="checkbox"/> 県内に本社を有する会社等を設立・経営した方 (※) 雇用期間1年以上の見込みがあり、かつ、フルタイム勤務
(7) 奨学金の返還	大学等に在学中に修学のために貸与を受けた次の奨学金を返還中であること <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種） <input type="checkbox"/> 新潟県奨学金（月額で貸与されたものに限る） <input type="checkbox"/> 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金） <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度（教育支援費） ※上記奨学金のうち、 <u>次のものは対象から除きます。</u> ・ <u>日本学生支援機構奨学金</u> の入学時特別増額分、第二種奨学金の利息分 ・ <u>新潟県奨学金</u> の入学一時金 ・ <u>母子・父子・寡婦福祉資金</u> の修学支度金 ・ <u>生活福祉資金貸付制度</u> の修学支度費

【申請期限】

県内に転入した日から起算して6か月以内に下記に郵送又は持参

【提出先】

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部しごと定住促進課

U・Iターン就業促進班

TEL:025-280-5635 (直通)

※電子申請 (R4.4.1～) は新潟県ホームページから確認

【提出書類】

○別記第1号様式 (第3条関係)

記載については、記載例をご覧ください。

○添付書類

□ 本人確認書類

- ・運転免許証又はマイナンバーカード等の写し

□ 住民票の写し

(注意点!) 住民票の写しは「コピー」になっていませんか?

→ 市町村役場で交付されたものが「住民票の写し」となりますので、コピーしたものは添付書類として受領することができません

□ 奨学金関係書類

- ・奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類
- ・奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類
- ・就業した日の前年度末 (3月31日) の奨学金等の残額が分かる証明書又は書類

【日本学生支援機構の奨学金の場合】

以下の3つの証明書を提出してください。

- 奨学金貸与証明書
- 奨学金返還証明書
- 奨学金返還額証明書 (対象期間を下記のとおり指定)

「転入」及び「就業」の2つを満たしたのが、

令和3年度 (2021.4.1～2022.3.31) : 『返還開始の日 ~ 2021.3.31』

令和4年度 (2022.4.1～) : 『返還開始の日 ~ 2022.3.31』

(取得の方法)

- ・証明書発行申請書を郵送
- ・インターネット「スカラネット・パーソナル」

(残額の算出方法)

貸与総額から上記期間を指定した返還額証明書の返還額（第二種は元金分）を引いて算出

【新潟県奨学金（月額で貸与されたものに限る）の場合】

借入総額がわかる書類

納入通知書兼領収証書の写し（上記 内の対象期間の写しをすべて）

【母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）の場合】

償還計画表の写し（領収日が記載されているもの）

履歴書

市販のものなど一般的なもので構いません。

高等学校入学以降の学歴と、すべての職歴を記入してください。本県出身者、最終学歴、県外での職歴を確認します。

志望動機、趣味・特技欄の記入や写真の貼り付けは不要とします。

県外での就業期間が分かる退職証明書

県外での就業の事実を確認します。支援対象者の要件として県外での就業期間が通算1年以上必要です。

就業期間が明記された退職証明書を退職された就業先からお取り寄せ願います。

※退職証明書の事業主の押印の有無により、以下のそれぞれの対応になります。

退職証明書に事業主の押印がある場合

→退職証明書のみ提出してください。

退職証明書の押印を事業主が省略した場合

→退職証明書に加え、「退職を証明する確認書」及び「添付書類」を提出してください。

奨学金の証明書類や、退職された就業先からの退職証明書の発行は時間がかかる場合が想定されます。認定の申請は、就業開始後に提出していただくこととなります。申請期限（県内転入から6か月以内）がありますので、お早目のご準備をお願いいたします。